

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 改訂案 (第7版 (案))
 新旧対照表に対する意見

該当箇所	意見
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインは昨年8月に改訂第6版が公表され、今回の第7版で2年続けての改訂となります。本来、改訂されたガイドラインが全国各地域の親事業者、下請事業者へ十分に浸透するには一定の期間が必要であることから、特に急を要する改訂でない限り、今後は1年ごとにガイドラインを改訂することは避けるべきであると考えます。 ● また、当連盟は、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組制作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動、および②会員社に対する周知・啓発活動に継続して取り組んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国各地域に出向く形式の研修会開催および東京に各地域から集まる形式の研修会、ともに開催が困難な状況です。この状況では、第7版の周知にあたり、より十分な期間が必要と考えますので、今後の施策の検討などにあたっては、その点にも配慮されるよう要望します。
6～7ページ キ 契約形態と著作権の帰属についての一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ● 番組制作委託取引の形態は多種多様であり、改訂案の一覧表は、必ずしもすべての取引形態を網羅しているわけではありません。誤解を招かないよう、「必ずしもすべての取引が①～⑧に当てはまるわけではない」旨を明記するよう要望します。
9～11ページ ＜問題となり得る取引事例（情報成果物作成委託）＞④、⑤およびそれらの解説	<ul style="list-style-type: none"> ● 「VTRの(撮影・)納入」が含まれていればすべて情報成果物作成委託に該当するような記述となっていますが、外形的に「VTRの(撮影・)納入」があったとしても局の指示のもとにより役務として行われる「撮影」という“作業”の委託ならば下請法の対象とはなりません。このため、事例④および⑤は、「ディレクター業務の委託」「演出業

	<p>務の委託」という「役務の委託」として契約していながら、実態としては、局の指示がない状態でVTRを完成させ、納入するという「情報成果物作成委託」が委託内容に含まれている場合には、下請法の対象となる旨を明確に記載すべきであると考えます。</p>
<p>28ページ 役務委託発注書の例</p>	<p>● 再委託ではない「役務の委託」など、下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、他の法令により交付の義務がある場合を除き、取引当事者の判断に委ねられることが原則であると考えます。したがって、「役務委託発注書の例」についても、誤解を招かないよう、下請法対象外（任意）である旨を明記すべきであると考えます。</p>